

広島市立リハビリテーション病院等における出張理容又は出張美容事業者の選定に係る公募型プロポーザル説明書

1 目的

地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立リハビリテーション病院及び広島市立自立訓練施設（以下「広島市立リハビリテーション病院等」という。）において、理容所又は美容所に出向くことが困難である広島市立リハビリテーションの入院患者及び広島市立自立訓練施設の入所者（以下「入院患者等」という。）に対し、出張理容又は出張美容事業者（以下「事業者」という。）による理容又は美容サービスを提供することにより、入院患者等の清潔で快適な生活環境の確保と利便性の向上を図る。

当該事業者の選定に当たっては、理容又は美容サービスの内容、利用料金、安全面や衛生面等において最も適切な事業者を選定する必要があること、また公平性かつ公正性を確保する必要があることから、公募型プロポーザルを実施する。

2 事業の概要

(1) 事業名

広島市立リハビリテーション病院等における出張理容又は出張美容事業

(2) 事業内容

広島市立リハビリテーション病院等の入院患者等に対し、事業者による出張理容又は出張美容サービスを提供する。

(3) 実施場所

広島市安佐南区伴南一丁目39番1号

広島市立リハビリテーション病院 病院棟1階 理容室（以下「病院内理容室」という。別図参照。）

(4) 協定期間

事業者と地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）は、広島市立リハビリテーション病院等における出張理容又は出張美容の実施条件等を定めた協定を締結する。

協定期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとし、協定期間満了日の6か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、当該協定は自動的に1年間延長されるものとする。ただし、令和6年3月31日後、協定は延長しない。

(5) 事業開始日

令和2年4月8日（水）までの日とする。

ただし、病院内理容室の現行の運営事業者の撤収作業が終了しないなど、この公募型プロポーザルで選定した事業者の責に帰さない事由により、令和2年4月8日（水）までに事業開始が困難であると病院機構が認めた場合は、病院機構が別に定めた日とする。

(6) 事業担当課

〒731-3168

広島市安佐南区伴南一丁目39番1号

地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立リハビリテーション病院事務室（以下「事務室」という。）

TEL 082-849-2803（直通）

FAX 082-849-2804

電子メール riha-hosp@hcho.jp

3 参加資格

参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 理容師法第11条第1項又は美容師法第11条第1項に基づき理容所又は美容所の開設の届出をし、理容師法第11条の2又は美容師法第12条の規定に基づき都道府県知事等の検査を受け、使用することができることとされている理容所又は美容所を開設していること。
- (2) 病院や介護施設等で1年以上継続して、出張理容又は出張美容サービスの提供実績があること。
- (3) 地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程実施要項第2条の規定に該当しない者であること。
- (4) 公示の日から事業者の特定までの間のいずれの日においても、地方独立行政法人広島市立病院機構競争入札参加資格者指名停止措置要綱及び広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (5) 公示の日から事業者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分を受けていない者であること。
- (6) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (7) 広島市税並びに法人税（法人の場合のみ）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 広島市立リハビリテーション病院等における出張理容・出張美容事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員
 - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

4 参加申込

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式1）
 - イ 理容所又は美容所の開設確認書（写し）
 - ウ 出張理容又は出張美容サービスの提供実績（様式2）
 - エ 広島市税の納税証明書（写しでも可）

「令和〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写し。（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）
 - オ 法人税（法人の場合のみ）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写しでも可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写し。〔電子納税証明書は不可〕（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）
- (2) 提出部数
1部
- (3) 申込期間
公示日から令和2年1月10日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）並びに令和元年12月29日から令和2年1月3日までを除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

- (4) 提出場所
事務室（上記2(6)に同じ。）
- (5) 提出方法
次のいずれかの方法による。
 - ア 持参（土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）並びに令和元年12月29日から令和2年1月3日までを除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。）
 - イ 郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

5 現地見学会

参加表明書を提出した者を対象に病院内理容室等の現地見学会を行うので、見学希望者は次により見学申込書（様式3）を提出すること。

- (1) 申込期間
令和元年12月27日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。
- (2) 受付場所
事務室（上記2(6)に同じ。）
- (3) 提出方法
次のいずれかの方法による。
 - ア 持参（令和元年12月27日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。）
 - イ 郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）
 - ウ 電子メール（添付ファイルとして送信し、送信後に到達を電話確認すること。）
- (4) 現地見学会実施日時等
希望者に別途連絡する。なお、当日は見学のみ行うこととし、質問がある場合は「6 質問の受付及び回答」により行うものとする。

6 質問の受付及び回答

- (1) 質問票の様式
（様式4）を使用すること。
- (2) 受付期間
公示日から令和2年1月10日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）並びに令和元年12月29日から令和2年1月3日までを除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。
- (3) 受付場所
事務室（上記2(6)に同じ。）
- (4) 提出方法
質問票を、前記(3)へ電子メールの添付ファイルとして送信し、送信後に到達を電話確認すること。
- (5) 質問に対する回答
質問者に直接回答（電子メール）するほか、病院機構のホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書（様式5）に次の書類を添付し提出すること。

提案者名（住所、商号又は名称、代表者職氏名）の記載及び押印は正本のみに行い、副本には提案者名の記載及び押印はしないこと。また、提案者名が類推できる表現は記載しないこと。

ア 提案者の事業（会社）概要（様式6）

イ 出張理容又は出張美容の具体的提案（様式7）

ウ 病院等における出張理容又は出張美容にふさわしい実施体制（様式8）

エ その他アピールポイント（様式9）

※ 指定様式はA4判とする。

(2) 提出部数

正本1部、副本8部

(3) 提出期間

参加表明書等の提出をした日から令和2年1月24日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）並びに令和元年12月29日から令和2年1月3日までを除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(4) 提出場所

事務室（上記2(6)に同じ。）

(5) 提出方法

次のいずれかの方法による。

ア 持参（土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）並びに令和元年12月29日から令和2年1月3日までを除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。）

イ 郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 広島市立リハビリテーション病院等の概要

(1) リハビリテーション病院

ア 診療科目

（常設）脳神経内科、リハビリテーション科、整形外科、歯科

（非常設）内科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科、精神科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科

イ 病床数 100床（回復期病床）

ウ 診療受付時間

- ・ 受付時間：午前8時30分から午前11時まで
- ・ 診察時間：午前9時から午後5時まで
- ・ 休診日：土曜日、日曜日、祝日及び8月6日並びに12月29日から翌年1月3日まで

エ 患者数（平成30年度実績）

(ア) 入院患者数

延べ34,009人

(イ) 外来患者

延べ6,681人

(2) 自立訓練施設

ア 開所時間 午前8時30分から午後5時まで

イ 休所日 土曜日、日曜日、祝日及び8月6日並びに12月29日から翌年1月3日まで

ウ 定員

- ・ 自立訓練（機能訓練）：48名（視覚障害者支援10名程度の受け入れを含む）
- ・ 自立訓練（生活訓練）：12名
- ・ 短期入所：空床型（訓練利用者に利用されていない居室で若干名）
（これらのうち施設入所支援50名）

エ 利用者数

延べ6, 242人

9 病院内理容室の概要

(1) 場所

病院棟1階（別図参照）

(2) 構造

鉄筋コンクリート造

(3) 延床面積

14.15㎡

(4) 設備、備品、什器類

（別紙1）のとおり

10 実施条件

(1) 開始日

上記2(5)に同じ。

(2) 実施日

具体的な実施日は、上記7における提案による。

なお、提案する実施日は、出張理容又は出張美容の実施日と入院患者等のリハビリテーションや訓練日程等との調整が行いやすいよう、曜日等を定めること。（毎週○曜日及び○曜日、毎月第○週○曜日と第○週○曜日など）

(3) 実施場所

上記2(3)のとおり、出張理容又は出張美容は、次の理由により原則病院内理容室で実施する。

※ 「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日 健発第1004002号）（各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長あて厚生労働省健康局長通知）において、「不特定多数が利用する施設等において出張理容・出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。」とされているため。

(4) 実施方法

別紙「仕様書」による。

(5) 病院内理容室の貸付許可等

事業者は、上記(3)により病院内理容室を使用するに当たり、地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産管理要綱及び地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領の規定に基づき固定資産貸付許可を受けるとともに、毎月の売上から管理手数料として、固定資産貸付料並びに光熱水費及び建物設備維持管理費等相当額を病院機構に支払うこととする。

管理手数料の額は、病院内理容室における毎月の売上に提案による料率を乗じた額とする。なお、提案による料率は9%以上とする。

(6) その他

ア 出張理容又は出張美容を行う理容師又は美容師は、広島市理容師法施行条例及び広島市美容師法施行条例の規定に基づき、次に掲げる措置を講じること。

(ア) 理容又は美容を行う際は、洗浄済みの作業衣を着用すること。

(イ) 常に手指の爪を短く切った状態にし、客1人ごとに手指を消毒すること。

(ウ) 理容にあつては顔そり（美容にあつては毛そり）に用いる石けん液は、客1人ごとに新しいものを使用すること。

(エ) 医薬品、化粧品その他これらに類するものは、衛生上有害となるおそれのないものを使用すること。

(オ) 消毒器具及び消毒薬を携帯すること。

(カ) 未消毒の器具と消毒済みの器具とを区別して収めることができる適当な容器を携帯すること。

(キ) 理容又は美容に必要な数の器具及び布片を携帯すること。

イ 「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」に定められた作業環境、携行品の衛生管理及び消毒並びに従業員の健康管理の措置を遵守し、入院患者等に対する衛生を確保すること。

11 審査方法

(1) 上記7により提出された企画提案書について、選考委員会が審査を行う。

(2) 選考委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。

委員長 広島市立リハビリテーション病院病院長

委員 広島市立リハビリテーション病院副院長

広島市立リハビリテーション病院事務長

広島市立リハビリテーション病院総看護師長

広島市立リハビリテーション病院病院長の指名する看護師長

広島市立リハビリテーション病院リハビリテーション技術科技師長

広島市立リハビリテーション病院自立訓練科自立訓練担当課長

広島市立病院機構本部事務局経営管理課長

(3) 審査基準

審査評価票（別紙2）のとおり

ア 参加資格を満たしていない者又は提出書類に不備がある者は、審査の対象から除外する。

イ 選考委員会において、得点の総計が最も高い提案をした者を事業者として特定する。

ウ 得点の総計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合は、くじにより決定する。

12 審査結果の公表

- (1) 審査結果は、すべての提案者に参加表明書に記載された連絡先へ電子メールにより通知する。
- (2) 審査結果の通知後速やかに、提案者名、各提案者の審査結果（順位、得点を含む。）を病院機構ホームページにおいて公表する。

13 事業者との協定締結

- (1) 事業者として選考委員会が特定した者と上記 2(4)の協定を締結する。
- (2) 事業者が正当な理由なくして協定を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を事業者として特定し、協定を締結する。
- (3) 協定書（案）
別紙「協定書（案）」のとおり

14 全体スケジュール

- ・ 公示日 令和元年 12月13日（金）
- ・ 現地見学会申込期限 令和元年 12月27日（金）（希望者のみ）
- ・ 参加申込期限 令和2年 1月10日（金）
- ・ 質問受付期限 令和2年 1月10日（金）
- ・ 企画提案書提出期限 令和2年 1月24日（金）
- ・ 選考・選定 令和2年 1月下旬～2月上旬（予定）
- ・ 協定締結 令和2年 2月中旬（予定）

15 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書等は提出期限後においては、差替え、再提出ができない。参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書等に係る内容は、事業者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募に参加しようとする者は、選考委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の事業者決定の公表までの間において、本件に関して、選考委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。